

（ 令 3 . 6 . 1 5 ）
（ 実 5 - 1 ）

説 明 資 料

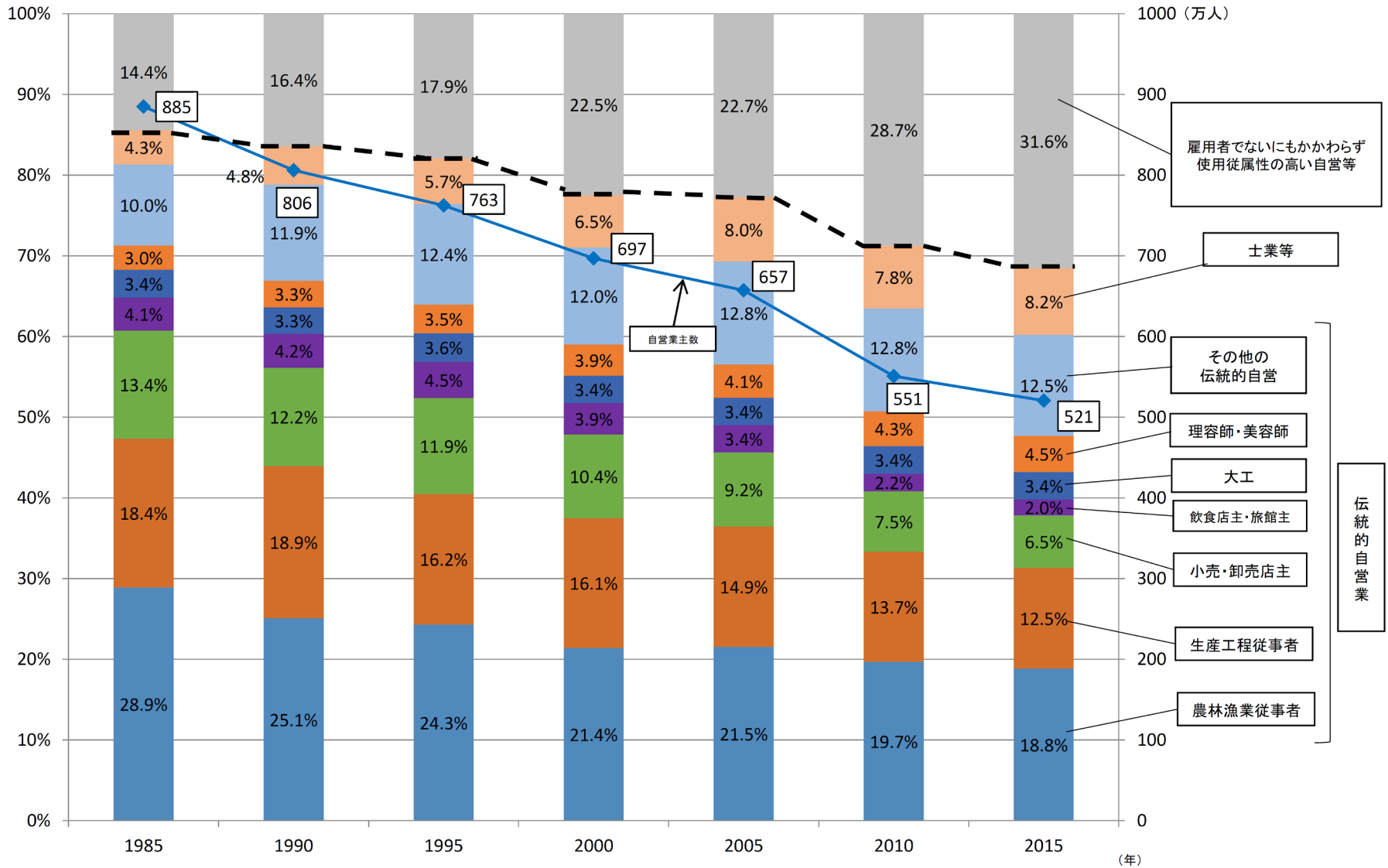
〔記帳水準の向上について〕

令和 3 年 6 月 15 日（火）

財 務 省

事業者の適正申告の確保 記帳水準の向上に係るこれまでの議論

個人事業者の動向



(出所) 総務省「国勢調査」

(注1) 山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)の区分によると、「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいう。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいう。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいい、前掲資料においては「雇用的自営業」とされている。

(注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

事業者の記帳水準に係る概況

区分	概況
小売、飲食店、理美容師等の伝統的自営業	● 会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在。 ● 経理事務を1人で行うような場合も多い。 ● 商工会や青色申告会、農協等からの記帳指導の利用も多い。
フリーランス、ギグワーカー	● 日常的な記帳義務の履行度合いは不明。 ● 雇用的自営とされる者は増加傾向。 ● 一定のITリテラシーを有していると想定。
【参考】 中小企業	● 基本的に複式簿記で記帳。 ● インストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多いものの、電子帳簿保存法の承認を得ている企業は少なく、印刷して紙で保存が一般的。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。
大・中堅企業	● 基本的に複式簿記で記帳。 ● 多くはカスタマイズした会計ソフトや独自の自社システムを利用して電子的に記帳。 ● 改ざん防止機能等を備え電子帳簿保存法の承認を得ている企業も多い。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。

(出所)各種資料や関係者への聴取に基づき作成。

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が 1 億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1 円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1 億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち 4 割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所)国税庁調

個人事業者の記帳の概況(税務調査の対象者)

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

記帳形式		28年7月～29年6月 調査分	29年7月～30年6月 調査分	30年7月～元年6月 調査分
青色申告	正規簿記	6.2%	6.3%	6.2%
	簡易簿記	22.0%	22.4%	22.5%
白色申告		73.0%	73.8%	74.2%

(参考)「記帳不備」

実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、
(B) 記帳が全くされていない場合、又は (C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(出所) 国税庁調

事業者の記帳を巡る状況

日本商工会議所 御説明資料(抜粋) (税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題 (抜粋)

- 一方、コロナ対応のための資金繰り支援(融資、助成金等)において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた。
- 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い。
- 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

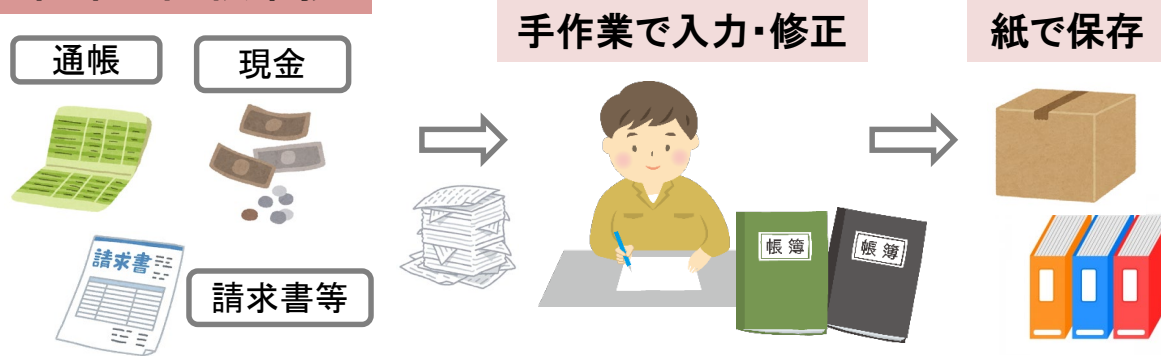
クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応 (記帳指導員から聴取)(抜粋)

- 今回のコロナ禍で急遽、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
- 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
- インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
- モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。
- クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能のため、記帳指導員の負担も大きく削減可能。

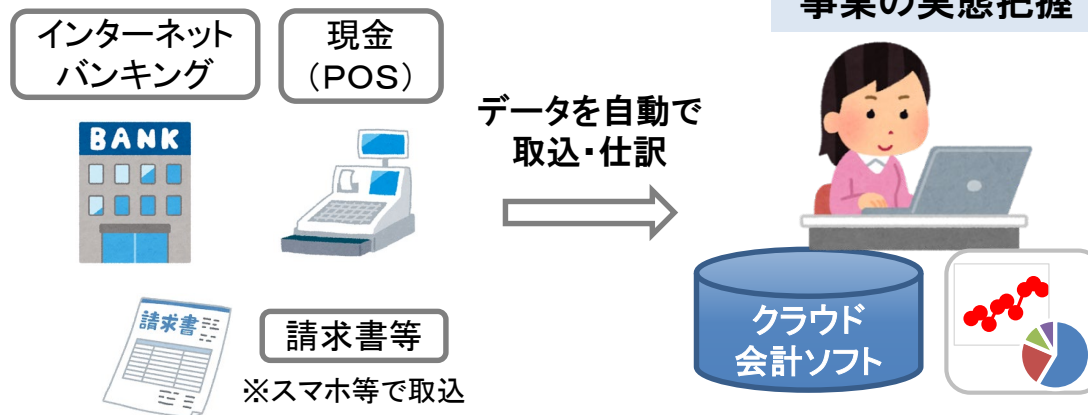
クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

従来の記帳業務



クラウド会計ソフトの導入後



電子帳簿保存法の改正で
紙での保存が不要に



(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日)」
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

専門家会合での主な意見

- このたびのコロナ禍で、持続化給付金や、家賃支援給付金など、各種の給付金の支給があったが、記帳を正確にしているか、会計状況をいかに的確に示しているかが問題となった。例えば売上が去年より5割下がった実態をきちんと証明できるような帳簿組織になっているかが重要。
- 個人事業者についても、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる環境は整っているということだから、もはや記帳が手間だということを言い訳には出来ない状況に来ているのではないか。
- 制度面で一定の移行期間は必要ではあると思うが、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような制度改正、義務化が必要なのではないか。
- 記帳水準の向上の取組とともに、例えば、必要経費について、概算の必要経費水準を決めて、それを超える必要経費については、帳簿によって証明するという形の実体法の切り込みも行っていくべきではないか。
- 法人の99%以上が青色申告をしている段階で、例えば租税特別措置法の優遇の要件が青色申告にとどまるというのは、恐らく現状に合っていない。電子化などを租税特別措置の要件とするという背中の押し方も考えてよいだろう。
- 記帳水準の向上は、事業者の適正申告の確保に向けた中長期的な課題であるが早急かつ着実に取組を進める必要。今後の道行きについてロードマップを作成し計画的に取組を進めていくことが重要であり、政府税制調査会でも引き続き議論していくべきではないか。

国税における税務手続の電子化について

【1 電子申告(e-Tax)の状況】

- e-Tax利用率については、個人・法人とも近年堅調に増加傾向にある。
- 大法人については、令和2年4月1日以後開始する事業年度からは法人税等の電子申告が義務化。将来的には中小法人を含めた法人税等の電子申告割合100%を目指す。
- 所得税申告におけるe-Tax利用率は59.9%(令和元年度)。特にニーズの強い基本的な類型から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設、利用対象を順次拡大している。

【2 電子帳簿保存法関係】

- 電子帳簿保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。大企業では多く利用されているが、中小企業・個人事業者の利用は低調。その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも電子的に帳簿作成している者が相当程度の割合存在しているほか、雇用的自営と呼ばれる事業者も増加傾向。
- 生産性向上や正確性の観点からは電子的な領収書等の授受が望ましいが、紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大を行っている。

【今後の主な論点】

- ✓ 中小法人における電子申告の更なる利用率向上のため、高い税理士関与割合を踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が必要ではないか。
- ✓ ①記帳水準の向上を図る観点から、電帳法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進していく一方で、②中小事業者への電子的な帳簿作成の広がりやギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性(法的安定性の付与)を考える必要はないか。
- ✓ 紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度における信頼性確保のための要件については、紙原本によるチェックを極力縮小していきつつ、代替となる改ざん抑止措置を検討すべきではないか。

事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について

【1 個人事業者の状況】

- 個人事業者数は全体として減少傾向。特に小売、飲食業、理美容業などの伝統的自営業が減少。一方、フリーランスや副業など、確定申告を要する者は増加傾向。
- 個人事業者(事業収入を有する者)のうち、青色申告6割(正規簿記3割、簡易簿記3割)、白色申告4割。
- 白色申告者の9割以上は事業収入1,000万円以下の小規模事業者であり、約半数は60代以上の高齢者。
- 記帳・帳簿書類の保存は平成26年以降義務化されているものの、十分履行されているとはいいがたい。

【2 記帳水準向上の必要性和クラウド会計ソフトの発達】

- 適正な記帳は経営の効率化に資するなど、事業経営における日々の記帳の重要性が高まっている。また、個々の事業者の経営の効率化は社会全体の生産性向上にもつながる。
- 記帳水準の向上により、納税者自身が所得額と税額を正しく計算し検証できるようになるとともに、税務行政の効率化にもつながる。
- クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。

【今後の主な論点】

- ✓ 個人事業者全体の記帳水準について、ICT等の活用を通じて、どのように底上げを図るか。そのための環境整備をどのように図るか。
- ✓ 特に、現在、低い記帳水準(白色申告、簡易簿記・現金主義)にとどまっている個人事業者を、どのように上位の記帳水準(正規簿記)へと促すか。
- ✓ 中長期的な記帳・帳簿書類保存制度のあり方

令和 3 年度税制改正について (電子帳簿保存法)

電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**（令和4年1月1日以後適用）。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

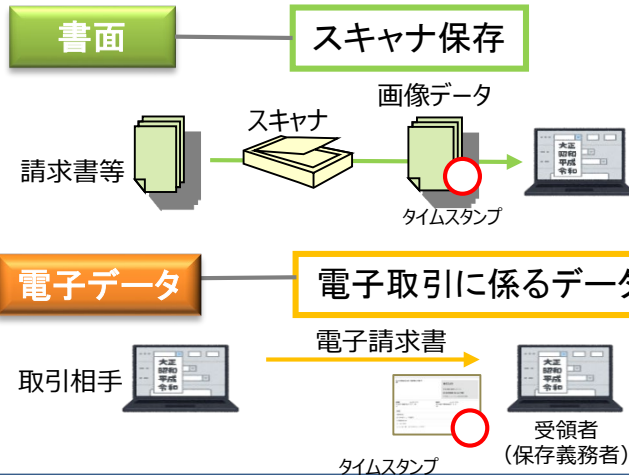
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。）も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、**インセンティブにより差別化**（過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円）。

改正前

受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要なため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能）。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件について、「**日付、金額、取引先**」に**限定**するとともに、**一定の小規模事業者については不要化**。

電子帳簿等保存制度の利用状況と記帳の実態

- 電子帳簿等保存制度については、手続負担やコストの問題もあって20万件程度の利用に止まり、特に中小企業・個人事業者の利用は低調。
- その一方で、実態としては中小事業者（個人を含む）でも多くは経理事務においてパソコンを利用しているが、電子帳簿保存法の要件を満たすことができず、結局、印刷して「電子的に作成された紙の帳簿」として保存しているのが実情（言い換えれば、要件を満たさない電子帳簿も、「電子的に作成された紙の帳簿」として存在しているのが実情）。
- 事業者サイドには、感染症防止対策の観点からもデジタル化の機運が高まる中で、バックオフィスの効率化やテレワーク促進等のために電子帳簿保存法の要件の抜本的見直しを求める声が存在。
- また、「電子的に作成された紙の帳簿」が不正防止の点で有効に機能しているわけでもなく、それが電子データのまま保存されたとしても、適正な税務執行の面で現状と比べ大きな支障が生ずることはない。
むしろ、個人事業者については、現状、その7割が簡易簿記（単式簿記、現金主義）や白色申告であり、電子帳簿保存のハードルが下がることで、それらの者が手間・費用をかけずに正規簿記に移行していくことが期待できる。
- その上で、事後検証可能性の高い現行の電子帳簿については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえる。このため、課税情報を自ら提出する調書と同等の優遇措置を設けて他の電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていくとともに、今後、中期的に記帳水準の向上に取り組んでいくことが、適正執行の確保につながる。

○ 電子帳簿等保存制度の利用状況

納税者数(個人・法人)	承認件数(注1)
838.3万件	27.2万件

○ 経理事務の電子化の実態(注2)

	経理等の事務でのパソコンの利用率	会計ソフト・クラウド会計の利用率
個人	61.7%	左記のうち 75.4%
法人	97.3%	N/A

○ 個人事業者の申告状況(注3)

青色申告		白色申告
正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む※)	
29.7%	30.3%	40.0%

(※) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

○ 課税情報を自ら提出する既存の制度の例

例えば自己の国外財産を申告する調書制度では、申告した財産に関して申告漏れがあった場合、過少申告加算税が5%軽減される。

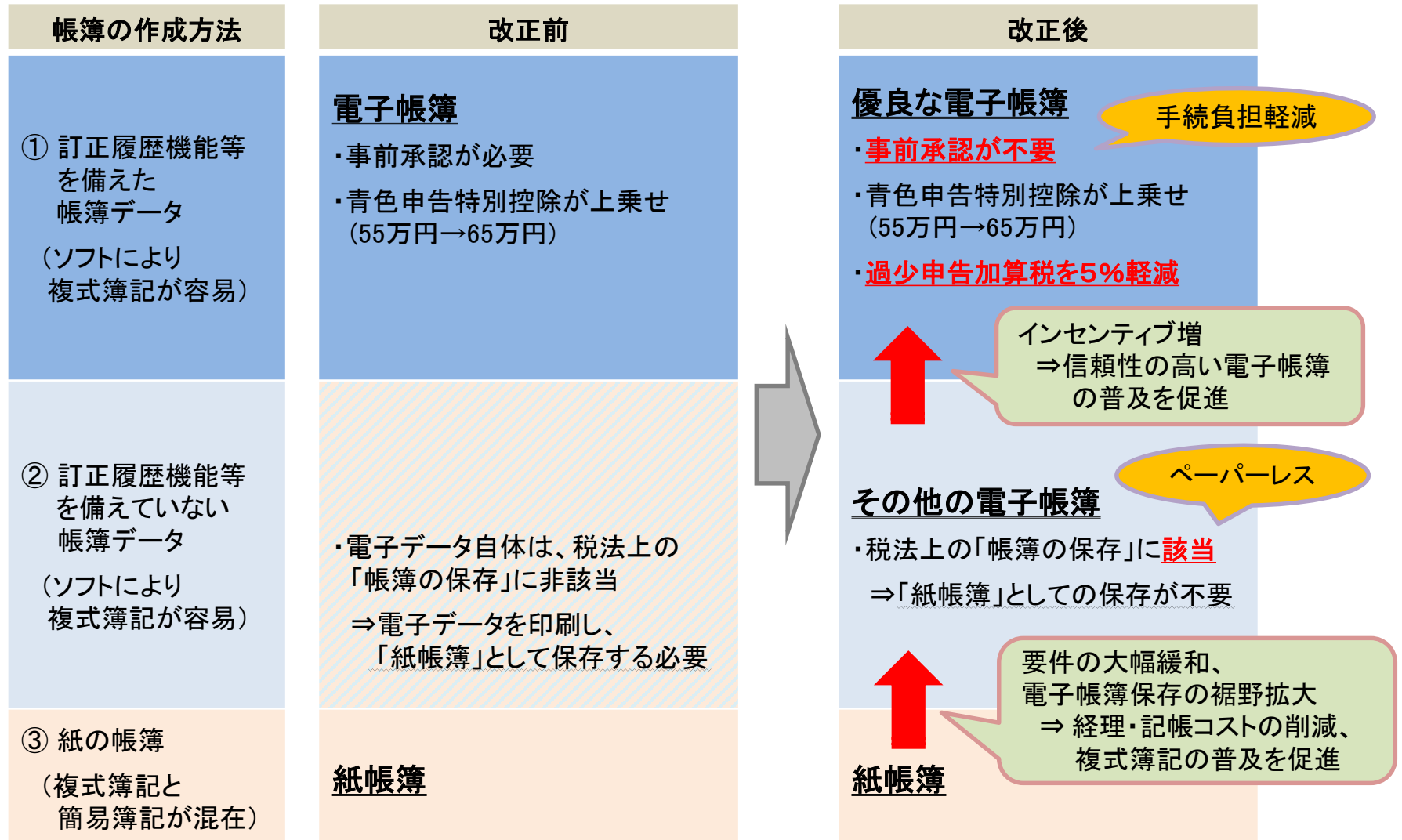
(注1) 令和2年6月末の累計承認件数。1者で複数件の承認が行われることもあることに留意。

(注2) 出所: 中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究 報告書(中小企業庁委託調査 平成30年度(個人)・令和元年度(法人))

(注3) 出所: 政府税制調査会 第三回納税環境整備に関する専門家会合 財務省説明資料

電子帳簿等保存制度の見直しのイメージ

- 制度の抜本的見直しを通じて電子帳簿の普及を促進し、記帳水準の向上に資することで、適正申告の確保や税務行政の効率化を図る。



電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿 ^(※1) について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> ^(※2) 。 (※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、 <u>紙を印刷して保存</u> 。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> （紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

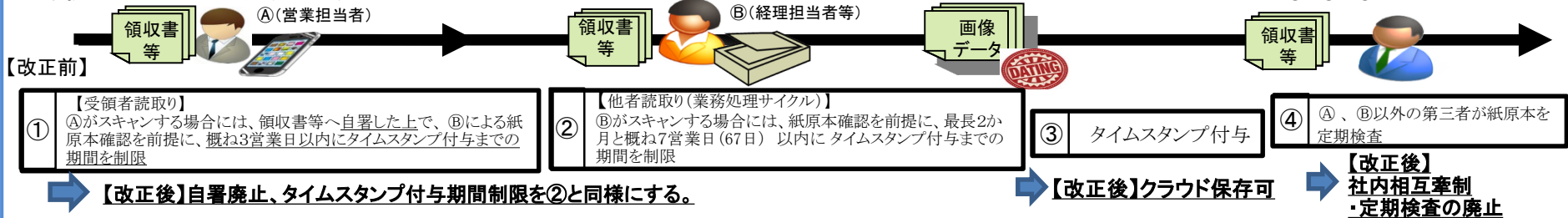
【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の改正後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有誤あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への自署は廃止 ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合は <u>タイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との同一性 <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>加重算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】 電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【改正後】 ・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の改正と併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められていたが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有誤あり)こととする。

記帳水準の向上に向けた今後の議論について

令和3年度与党税制改正大綱(抄)

○ 記帳水準の向上等

今般の感染症の感染拡大においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。近年、普及しつつあるクラウド会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、正規の簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

○ 検討事項

帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しつつ、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保に向け優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について早期に検討を行い、結論を得る。

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

区 分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	・65万円(e-Tax・電子帳簿) ・55万円(上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	＜青色事業専従者給与＞ ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			＜事業専従者控除＞ ・配偶者 :86万円 ・それ以外:50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

個人事業者の帳簿・書類保存制度の概要

- 事業の所得額及び税額が正しく計算・申告されているかを後日検証できるようにするためには、事業者が帳簿及び書類の保存を適正に行う必要がある。
- 平成23年度改正により、記帳及び帳簿・書類の保存がすべての事業者に義務化された（平成26年より施行）。

■青色申告

保存が必要なもの			保存期間
帳簿		仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収書、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は5年)
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

■白色申告

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

法人の帳簿・書類保存制度の概要

青色申告	白色申告
● <u>資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。</u> ● <u>仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿</u> ● 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類 ● 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	● <u>その取引に関する事項を整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。</u> ● <u>現金出納帳その他必要な帳簿</u> ※ 仕訳帳や総勘定元帳の作成は義務付けられていない。 ● 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類 ※1 白色申告の場合においても、損益科目のみならず資産・負債科目に及ぶが、例えば現金出納帳において、少額な取引については、科目ごとに日々の<u>合計金額を一括記載するなど簡易な方法が認められている。</u> ※2 個人の白色申告の場合は貸借対照表を求めている。 ● 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し
● 保存期間は原則7年間	● 保存期間は原則7年間

加算税の概要

加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注1) (注2)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	1 0 % 〔期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分 (※)〕 1 5 %	・ 正当な理由がある場合 ・ 更正を予知しない修正申告の場合 (注3)	不適用
無申告加算税 (注1)	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	1 5 % (注4)	・ 正当な理由がある場合 ・ 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		[50万円超の部分] 2 0 % (注4)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注3)	5 %
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	1 0 %	・ 正当な理由がある場合 ・ 法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5 %
重加算税	仮装隠蔽があった場合	〔過少申告加算税・不納付加算税に代えて〕 3 5 % (注4) (注5) 〔無申告加算税に代えて〕 4 0 % (注4) (注5)	(※の例) 修正申告により納付すべき税額 申告納税額250万円 50万円 100万円 期限内申告100万円 1 5 % 1 0 %	

(注1) 国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合には5%軽減(所得税・相続税)する。国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合等には5%加算(所得税・相続税(財産債務調書については所得税))する。国外財産調書について、税務調査の際に国外財産の関連資料の不提出等があった場合には更に5%加算等する。

(注2) 電子帳簿等保存法上の一定の要件を満たす電子帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関して生じる申告漏れについては、過少申告加算税を5%軽減(所得税・法人税・消費税)する。ただし、申告漏れに重加算税対象がある場合には適用されない(令和3年度改正)。

(注3) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)とする。

(注4) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算する。

(注5) スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関して生じる仮装隠蔽があった場合の申告漏れについては、重加算税を10%加算する(令和3年度改正)。

青色申告に対する各税目における主な恩典①

(令和3年4月1日現在)

税目	項目	措置の内容	法令
所得税	青色申告特別控除	● 正規の簿記＋「電子申告又は電子帳簿保存」で65万円、正規の簿記で55万円、「簡易簿記又は現金主義」で10万円の所得控除。	● 措法25の2
所得税	青色事業専従者給与の必要経費算入	● 青色事業専従者給与について、事前に届出をした範囲内で相当と認められる額を必要経費に算入可能（白色申告は一定額に制限）。	● 所法57
所得税	家事関連費の必要経費算入	● 白色申告の場合には家事関連費の主たる部分が業務での使用の場合に限られる。	● 所法45①一 ● 所令96二
所得税	純損失の繰越し	● 純損失が生じた場合、翌年以降3年間にわたり繰越可能。	● 所法70①
所得税	純損失の繰戻し	● 純損失が生じた場合、1年間繰り戻して所得税の還付請求が可能。	● 所法140
所得税	棚卸資産評価の低価法選択	● 棚卸資産の評価法として、原価と時価との間に差異がある場合、低いほうの価格を選択可能。	● 所法47① ● 所令99①二
所得税	貸倒引当金の設定	● 白色申告では貸し倒れることが確実と思われる場合にのみ設定可。	● 所法52②
法人税	欠損金の繰越し	● 過去10年以内に発生した青色欠損金について、翌期以後、所得の50%（中小法人等は100%）を限度に損金算入が可能。	● 法法57等
法人税	欠損金の繰戻しによる還付	● 青色欠損金を1年間繰り戻して法人税の還付請求が可能。	● 法法80等

青色申告に対する各税目における主な恩典②

(令和3年4月1日現在)

税目	項目	措置の内容	法令
所得・法人共通	推計課税	● 推計課税による更正又は決定を行うことができない。	● 所法156 ● 法法131
所得・法人共通	少額減価償却資産の特例	● 取得価格30万円未満の固定資産については、一括償却可能。	● 措法28の2 ● 措法67の5
所得・法人共通	研究開発税制	● 試験研究費について、2%～14%（中小企業は12%～17%）の税額控除。 ● 特別試験研究費について、20%～30%の税額控除。	● 措法10 ● 措法42の4等
所得・法人共通	中小企業投資関連税制	● 特定機械装置等について、特別償却（30%）又は税額控除（7%） ● 特定経営力向上設備等について、即時償却又は税額控除（7%・10%）。 ● 事業継続力強化設備等について、特別償却（20%）。	● 措法10の3、10の5の3、11の3 ● 措法42の6、42の12の4、44の2等
所得・法人共通	人材確保等促進税制	● 新規雇用者給与等支給額について、15%（一定の場合には20%）の税額控除。	● 措法10の5の4① ● 措法42の12の5①等
所得・法人共通	所得拡大促進税制	● 雇用者給与等支給増加額について、15%（一定の場合には25%）の税額控除。	● 措法10の5の4② ● 措法42の12の5②等
所得・法人共通	その他投資促進等に関する税額控除又は特別償却措置		

「正規の簿記の原則」の比較

企業会計原則（1949年 企業会計制度対策調査会）

第1-2 正規の簿記の原則 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

※ 企業会計原則とは、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正と認められたところを要約したもの。

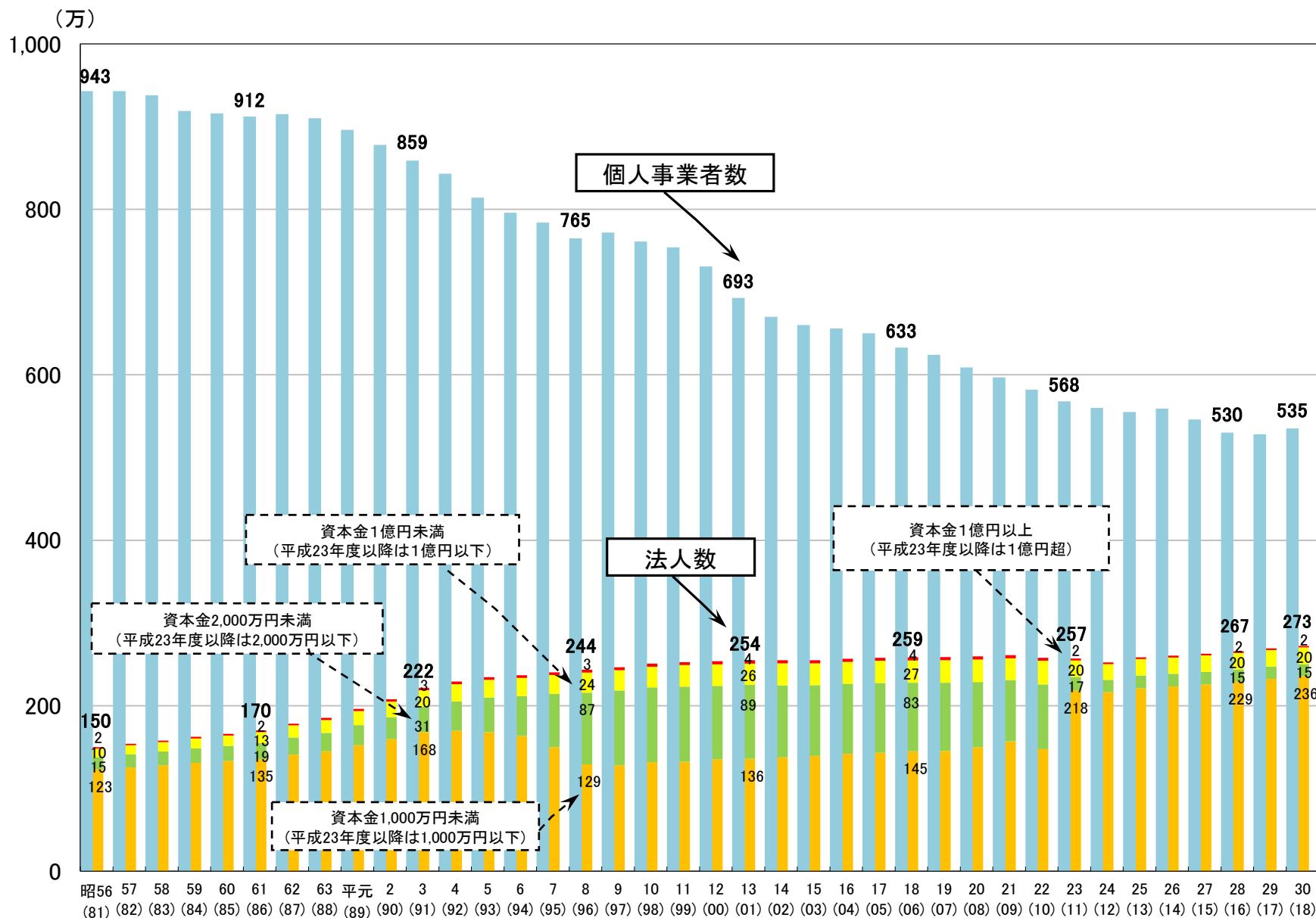
※ 文献によれば、「正規の簿記」とは「網羅性」「検証可能性」「秩序性」を満たす簿記とされている。

会社法上の「会計帳簿」	税法上の規定	
	法人税（青色）「複式簿記」	所得税（青色）「正規の簿記」
○会社法 （会計帳簿の作成及び保存） 第四百三十二条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、<u>適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。</u> ※ 文献によれば、「適時に」とは会計業務における「通常の時間内に」と解されている。 ※ 文献によれば、「正確な」とは、 ① 発生した取引を漏れなく（網羅性の原則）、 ② 証拠資料に基づき（取引証拠完備の原則）、 ③ 検証可能な形で（検証可能性の原則）、 ④ 正しく会計帳簿を作成すべきこと（真正な帳簿保存の原則）とされている。	○法人税法施行規則 （青色申告法人の決算） 第五十三条 法第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす<u>一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。</u>	○所得税法施行規則 （取引の記録等） 第五十七条 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす<u>一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</u> ※ 逐条解説によれば、 ○ 「正規の簿記」は、少なくとも次の要件を満たす必要がある。 ① 帳簿は、資産、負債、資本に影響を及ぼす取引の全部について継続的にこれを記録し、その記録に基づいて損益計算し、貸借対照表が作成されるものであること ② 帳簿の記録が整然として一つの体系をなしており、帳簿間の記録の連絡が明りようであり、記録の試算、照合が可能であること ③ 帳簿の記録が、証ひょう書類又は伝票その他の原始記録によってなされ、記録の真実性が実証されること ○ 複式簿記は当然「正規の簿記」に該当するほか、簡易簿記であっても、貸借対照表及び損益計算書を作成できる程度の組織的なものであれば、正規の簿記に該当するものと解されている。

事業者の規模・属性別の記帳方法等に係る基本認識

納税者区分	現状
大・中堅企業 (参考) 資本階級別申告法人数 1億円以上 : 30,151社 5,000万～1億円 : 40,766社	● 基本的に複式簿記で記帳。 ● 多くはカスタマイズした会計ソフトや自社システムを利用して電子的に記帳。 ● (超大企業) 電帳法の承認を得ているものも多い(3割程度)。 ● 税理士・会計事務所等が関与。 ● 大規模なシステム改修を要し、金銭面で電帳法対応が困難。
中小企業 (参考) 資本階級別申告法人数 1,000万～5,000万円 : 30万社 500万～1,000万円 : 73万社 500万円以下 : 165万社	● 基本的に複式簿記で記帳 ● インストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多いものの、全体の法人数に比すれば電帳法の承認を得ているものは少なく、印刷して紙で保存が一般的。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。 ● 電帳法の存在の不知、電帳法対応のインセンティブ不足で電帳に移行できない(全体の1割程度)。
個人事業者 (小売・農林漁業等の伝統的自営業) (参考) 所得者別内訳 事業所得申告者数 373万人	● 会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在。 ● 青色申告者の中にも依然として簡易記帳・現金主義のものが存在。 ● 経理事務を1人で行うような場合も多い。 ● 商工会や青申会、農協等からの記帳指導の利用も多い。
個人事業者 (ギグワーカー、フリーランス) (参考) 内閣府・内閣官房調査 フリーランス 462万人 雇用的自営 164万人	● 日常的な記帳義務の履行度合いは不明。 ● 雇用的自営とされる者は増加傾向。 ● 一定のITリテラシーを有していることが想定。

法人数(資本階級別)、個人事業者数の推移



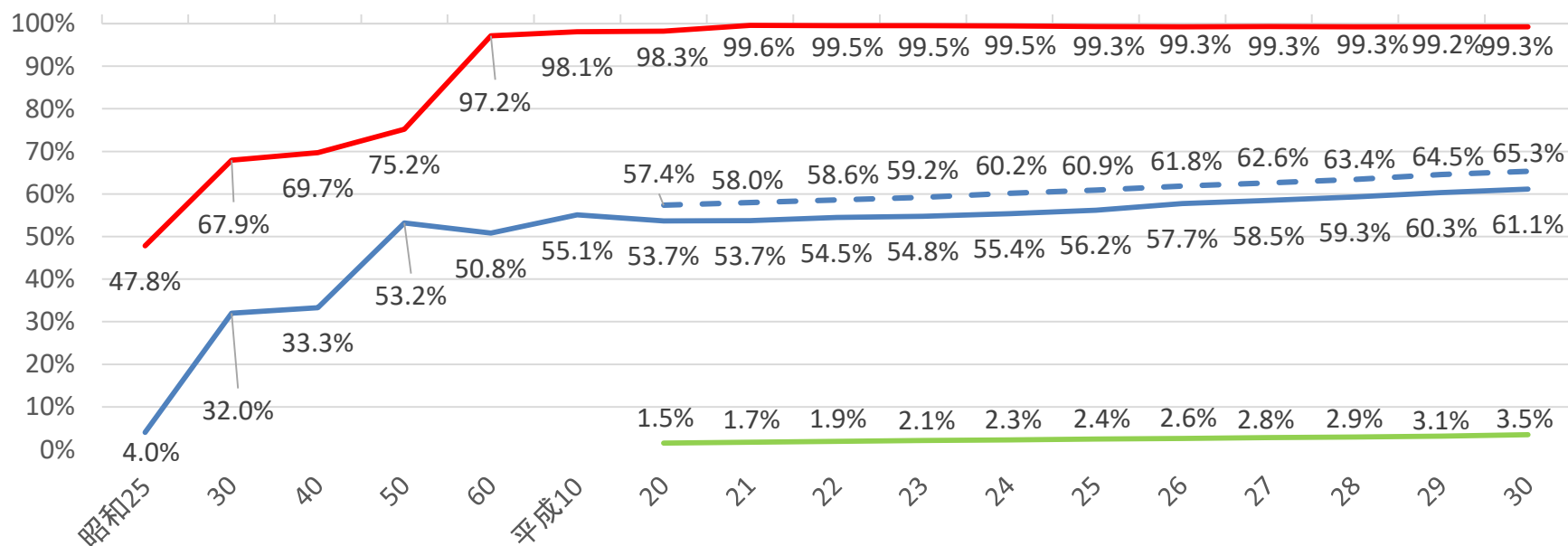
(備考) 法人数(全体)には連結法人を含む。
(出所) 会社標本調査(国税庁)、労働力調査(総務省)

(年(度)分)

青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移

- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。
- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。

個人事業者・法人の青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移



— 事業所得者の青色申告率 — 不動産所得者の青色申告率 — 法人の青色申告率 — 電子帳簿等保存制度の利用率

(参考) 事業所得者の青色申告率は、個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。

不動産所得者の青色申告率は、個人事業者（不動産所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。

法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

電子帳簿等保存制度の利用率は、電子帳簿等保存制度の利用件数を個人事業者の申告者数及び稼働中の法人数で除した割合。

(出所) 日本における税務行政（国税庁）、国税庁統計年報書（国税庁）。

フリーランスの推計

- フリーランス人口は増加傾向にあり、計462万人（本業214万人、副業248万人）（2020年内閣官房調査）。
- フリーランスで働く女性は男性の半分程度。産業別では建設業が最も多い（一人親方など）。

フリーランスの定義

（広義）※右上図（下段）

本業：統計のある自営業主（雇人なし）のうち、特定の発注者に依存する「雇用的自営等」

（狭義）※左下図、右下図、右上図（上段）

就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職・一人社長
職業区分：農林漁業従事者を除く

本業：「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事が上記就業形態・職業区分

副業：以下のいずれかに該当

①「家事・通学等がおも」（「仕事に従」）の者で、仕事を上記就業形態・職業区分

②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態・職業区分

直近のフリーランス人口（狭義、本業・副業別） 【内閣官房調査】

2020年時点 本業214万人
副業248万人
計 462万人

※調査期間2020年2月10日～3月6日

フリーランス人口（広義、本業のみ）の推移【内閣府調査】

2005年時点 149万人

↓

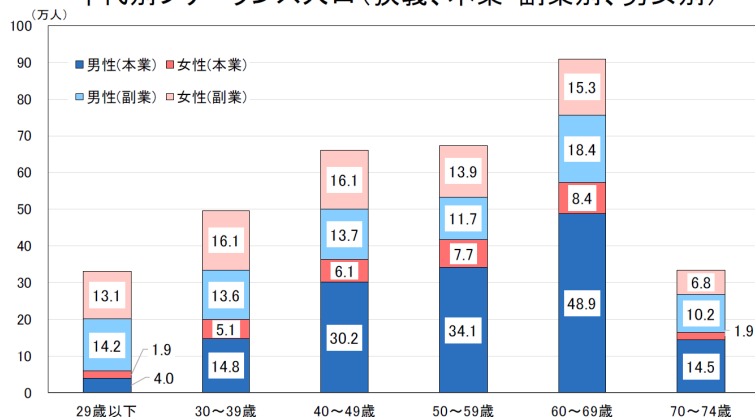
2015年時点 169万人（10.1%増）

（備考）上段：内閣官房「フリーランス実態調査結果」（2020）

下段：内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」（2019）により作成。

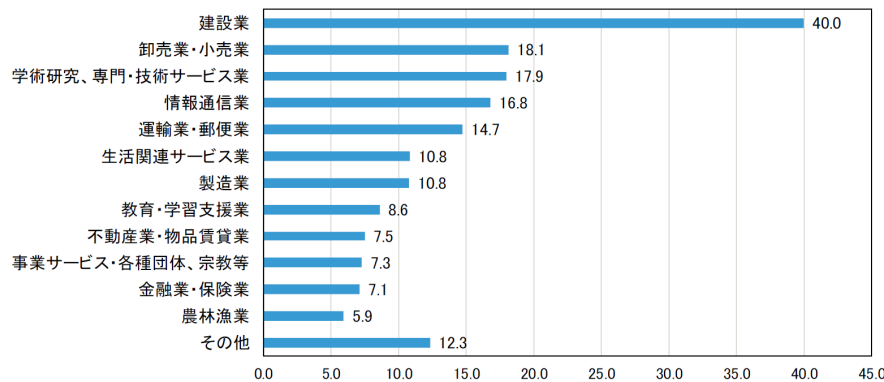
フリーランスの定義は上段は左上図の狭義での定義。下段は広義での定義。

年代別フリーランス人口（狭義、本業・副業別、男女別）



（備考）内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」（2019）により作成。
フリーランスの定義は左上図の狭義での定義。

産業別フリーランス人口（狭義、本業のみ）



（備考）内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」（2019）により作成。
フリーランスの定義は左上図の狭義での定義。5万人以下のカテゴリは「その他」に含める。

適正な記帳を行うことの目的・意義

1. 事業者自身における経営上の意義

- ・ 正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能。その際、会計・業務システム間のデータ連携の実現などにより、試算表作成や月次決算にタイムリーに対応。

2. 取引先等との信頼関係上の意義

- ・ 新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面において、経営状況を正確かつリアルタイムに説明できるとともに、自社の信頼度の確保・向上にも資する。

3. 税務執行等の行政手続上の意義

- ・ 適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能。
- ・ 正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストが共に最小化（信頼性のある記帳がないことで、取引先への反面調査が必要になる場合も存在）。
- ・ 税務当局においても、記帳や証票保存に欠けるケースでは、仮装隠ぺいの事実（ほ脱犯については簿外経費不存在の事実も）の立証が困難であり、ほ脱犯の刑事責任の追及や重加算税の賦課が困難な場合も存在。

電帳法改正後の記帳水準向上に向けた課題

帳簿の作成方法

① 優良な電子帳簿

（訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、法人税の青色申告の恩典に②との区分はない）

※ 個人・法人合わせて27万件程度

② 複式簿記による帳簿

（会計ソフトを用いた「その他の電子帳簿」により複式簿記へのハードルは低下）

※ 法人はほぼ100%が、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。

③ 簡易簿記・現金主義など

※ 個人事業者の3割程度。

④ 記帳不備・無記帳（無申告）

それぞれの課題認識

・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。

・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。

・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。

・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。

・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。

・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。

・記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。

・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。